

京 都 大 学 総 合 博 物 館 一 般 観 覧 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(観覧料)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者における観覧料は、無料とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>3 前項第1号に該当する者は障害者手帳等(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、又は被爆者健康手帳)、第2号に該当する者は年齢を証明する証を、入館の際に提示しなければならない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(観覧料)</p> <p>第5条 } 2 } (同 左) (1)～(2) } <u>(3) その他館長が認めた者</u></p> <p>3 前項第1号に該当する者は障害者手帳等(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、又は被爆者健康手帳)、第2号に該当する者は年齢を証明する証、<u>第3号に該当する者は館長が必要と認める書類等を</u>、入館の際に提示しなければならない。</p> <p>附 則 この規程は、令和3年3月2日から施行する。</p>